

第 3 2 号議案

足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区河川流水占用料等徴収条例（平成 1 3 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 流水占用料の部工業用等（発電用を除く）の項中「除く）」を「除く。）」に、「6, 2 4 6 円」を「6, 2 0 8 円」に改め、同表 2 土地占用料の部第 1 種の項中「3, 3 6 2 円」を「2, 2 9 1 円」に改め、同部第 2 種の項中「1, 1 1 9 円」を「1, 0 9 1 円」に改め、同部第 3 種及び第 4 種の項中「3, 3 6 2 円」を「3, 2 7 4 円」に改め、同部第 5 種の項中「1, 4 1 7 円」を「3, 2 7 4 円」に改め、同部第 6 種の項中「3, 3 6 2 円」を「2, 1 2 5 円」に改め、同項の次に次のように加える。

第 7 種	1 平方メートルにつき 1 年	3, 2 7 4 円
-------	-----------------	------------

別表 2 土地占用料の部備考第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

1 占用種別

第 1 種

- (1) 船、いかだ等の係留、栈橋の設置又は給排水等河川を直接に利用するための施設の設置を目的とするもの
- (2) 橋りょう（居住者等のための通路の用に供するものに限る。）の設置を目的とするもの
- (3) 通路その他原状のまま使用することを目的とするもの

第 2 種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの

第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設工作物又はこれらの附属施設の設置を目的とするもの

第4種

(1) 橋りょう（第1種(2)に該当するものを除く。）の設置を目的とするもの

(2) 橋りょうへの添架を目的とするもの

第5種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの

第6種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの

第7種 前各種に属さないもの

2 土地占用料を算定する面積は、足立区河川法施行細則（平成13年足立区規則第30号）で定める場合を除き、法第24条に基づく許可に係る面積による。

別表2土地占用料の部備考中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

4 占用期間が年度の途中において開始し、又は終了するときの当該年度の占用料は、月割りで計算する。この場合において、計算した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

5 前項の規定による計算をする場合においては、占用を開始する日の属する月から占用が終了する日の属する月までの月数を占用期間の月数とする。

別表2土地占用料の部備考第7項及び第8項を削る。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（提案理由）

流水占用料等を改定することにより、負担の適正化を図る必要があるため、この条例案を提出いたします。